森林・林業政策および造林公社に関する経過 (1/5)

#-> -		価格 (円/m3) 外材			Λ = L #-1 # -	Wing 73:534	V# 44 77 %1	4.+/
年次	スギ S40を 100	ヒノキ S40を 100 割合	林政を取り巻く社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流自治体	造林公社	参考
20 1945	•		終戦。GHQ駐在	森林資源造成法 証券造林制度				
21 1946	198 2	237 2	GHQ経済安定本部設置	強行造林5ヵ年計画 (S21~25年度。S22年度まで実施)				
22 1947	442 5	525 5	地方自治法公布	林政統一	復興金融金庫設立			
			日本国憲法施行	(御料林、国有林、北海道国有林の一元化) 国有林野事業特別会計法制定 木材需給調整規則 (木材を重要物資に指定)				
23 1948	640 7	733 7	木材公定価格決定	林野局「林業白書」公表	農林水産業復興融資制度設	琵琶湖の水資源開発に関する建設省案発表		
				民有林造林5ヵ年計画 (S23~27年度。S23年度のみ実施)	直			
24 1949	1,039 11	1,175 11	経済復興5ヵ年計画 (24~28年度)	林野庁発足		琵琶湖の水資源開発に関する日本発送電 (株)案(のちの関西電力案)発表		
			経済安定九原則	民有林造林5ヵ年改訂計画 (経済復興5ヵ年計画に伴うもの。S24~28年 度。S26年度まで実施)		(水)米(のうの)新口電力米/元代		
			造林未済地150万ha。相次ぐ大台風で土砂災 害が勃発					
25 1950) 1,006 11	1,118 11	木材の配給・価格の統制を撤廃 朝鮮戦争による木材需要が急増したが造林事 業は停滞 GHQから農林大臣宛 「日本の民有針葉樹の経営に関する勧告」(針 葉樹林の管理。広葉樹林の針葉樹林への転 換。森林計画制度など) ジェーン台風	造林臨時措置法(S30.7.1失効) (要造林地の指定等による積極的な造林の推 進。所有者等に造林の義務を課す)	対日援助見返資金による造 林融資の措置 (人工植栽のみ対象。金利 7.5%(うち3%政府利子補給)。 20年償還)	琵琶湖が国定公園に指定(日本初)		
26 1951	1,844 20	2,102 20		森林法改正 (森林計画制度創設など)	農林漁業資金融通法、農林 漁業資金融通特別会計法 (補助残:6.5%、非補助4.5%、 20年償還)			
27 1952	2,573 27	2,907 27	GHQ廃止	民有林10ヵ年造林計画	20 IRAB)	琵琶湖の水資源開発に関する関西電力案発		
			この頃、里山林の過伐が問題化	(S27~36年度。S26年度末390万町歩 36年度末560万町歩に拡大。S28年まで実施)		表 琵琶湖の水資源開発に関する滋賀県案発表 琵琶湖の水資源開発に関する資源調査会案 発表		
28 1953	4,126 44	4,740 45			農林漁業金融公庫設立	7640		
					(農林漁業資金融通特別会 計による貸出しを引き継ぐ)			
29 1954	5,403 58	5,980 56	補助金等整理要綱 (「補助金から融資への財政的転換」国際収 支の悪化とインフレ傾向にあったため、予算の 30%を占める補助金を整理。財投資金の引締 を通じて景気を是正) 人工造林年間43万ha(戦後最高) S29年度国有林野特会、120億円の余剰金 洞爺丸台風	保安林整備臨時措置法制定 民有林拡大造林に伴う適地適木調査開始 (国1/4補助) 一般造林事業の補助率引き下げ (一般造林:4/10 3/10) 造林補助に査定係数導入 (拡大造林に対する従来同様の助成水準の確 保のため導入)				
30 1955	4,478 48	5,046 47	地方財政再建促進特別措置法	農林事務次官通達「公有林野官公造林の推				
			(地方財政の政悪化により、府県に対して投資 支援。高率の補助率適用(治山、府県営林 造林などが対象)) 長期総合経済計画構想 (民主党結党大会で、年平均成長率5%を目標とした経済5ヵ年計画を策定)(S30~35年 神武景気(S30~S32)	進, (水源地帯の官公造林を推進) 国有林長期生産計画(100年計画)(皆伐・再 造林、有用針葉樹への更改などの方針) 民有造林 6 ヵ年計画 (S30~35年度。S29年度末438.8万町歩 S35年度末600万町歩に拡大。S32年度まで 実施)		TT TE VO (A BB DV II M A DV II		
31 1956	5,232 56	5,879 55	経済復興により、木材需要が急増し、奥地末 開発の開発要請が高まる	森林開発公団設立 (奥地林道開設が主たる目的)		琵琶湖総合開発協議会発足		
			戦中、戦後の過伐による造林未済地の植林完 了	公有林野官公造林法 (造林対象を私有林の森林まで拡大)		(下流)尼崎市に地盤沈下対策部が設置		

森林・林業政策および造林公社に関する経過 (2/5)

年次	山元立木価格 (円/m3) 外材 スギ S408 ヒノキ S408 割合	林政を取り巻〈社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県·下流自治体	造林公社	参考
32 1957	6,260 67 6,878 65	行政管理庁から林野庁あて「国有林野事業特別会計経営観察(伐期齢の引下げ)の結果に基づ〈勧告」(10年程度伐期齢を下げても林野荒廃な〈年伐量増加に期待できる。国有林木材生産の建前に検討を加えるよう勧告) 木炭の生産量がこの年ピーク(217万t)。以降激減傾向となり、薪炭林地帯の林業振興の要望が強まる。	森林法改正 (拡大造林推進策に対応) 林野庁、造林事業団新設案を公表 (民有林の拡大造林が目的。民間資金、土地 所有者、政府資金の3者による事業団をつく り、分収造林を行う計画。年末には中止とな る) 国有林、170億円の剰余金計上				
33 1958	6,501 69 7,256 68	新長期経済計画 (33~37年。実態に即した経済成長率(5 6.5%)に改訂) 補助金合理化要綱 パルプ需要の増大 岩戸景気(S33.6~S36.12)	分収造林特別措置法制定 (S31年度、戦前の2倍、S70年度にはさらに2 倍の木材需要が想定。分収方式による造林事 業推進) 林業長期計画 (S33~37年。S70年度2.8億万石の木材需要 を見込。37年度末までに630万haに、S55年度 末までに800万haを造成。) 国有林生産力増強計画 (S33~72年の40年間。S30長期清算計画を 基に開発進度を早める。人工林110万ha 40 年間で320万ha) 民有林造林長期計画 (S33~55年度。S32年度末500.4万ha S55 年度末800万haに拡大。S35年度まで実施)				
34 1959	6,702 71 7,435 70	伊勢湾台風	平技术600万naic加入。535年技まで美施)	国有林特会から造林融資資金として7億円を公庫へ出資。 (市町村有林の造林促進のため) 市町村有林融資の開始 融資条件の変更 (据置期間を最長20年間に延長)	滋賀県「琵琶湖水政に関する滋賀県の基本的な考え方」発表 (下流)大阪市地盤沈下防止条例		対馬林業公社設立
35 1960	7,148 76 7,996 75 13.3	行政監督庁から造林補助金について勧告 (再造林に対する補助を廃止、拡大造林等の 補助金に充当すべき) 丸太輸入完全自由化 木材価格が急騰	治山治水緊急措置法制定 林業関係事業補助金等交付要網	LX)	滋賀県に水政対策本部設置 滋賀県「琵琶湖水政に関する当面の考え方」 発表 琵琶湖総合開発協議会「南北締切堤案」発 表 (「関連機能」として「造林」)		
	9,081 97 10,393 98 17.5	(36~45年度10ヵ年計画で所得を倍増。年平 均成長率7.8%) 経済白書 (木材需要逼迫長期化の恐れを指摘) 第2室戸台風	森林開発公団法改正 (水源林造成事業を行うため、分収方式により 造林を実施) 木材価格安定緊急対策 (木材増産。外材輸入の拡充) 国有林木材増産計画策定 民有林造林長期計画改訂計画 (S36 S60年度。S35年度末556.9万ha S60年度末1,000万haに拡大)		水資源開発促進法、水資源公団法の成立施行 (下流)大阪地盤沈下総合対策協議会発足 (下流)淀川大洪水発生		五家荘林業公社設立 高知県林業公社設立 長崎県県北林業公社設立 屋久島林業開発公社設立
	9,707 103 10,864 102 20.6	下水の採取の規制に関する法律制定 激甚災法公布	森林法改正 (全国森林計画、地域森林計画の新設等) 全国森林計画 (S38~47年度10ヵ年計画)		水資源開発公団発足 淀川水系が水資源開発水系に指定 農林省「ドーナツ案」発表 淀川水系における水資源開発基本計画決定	琵琶湖水政対策関連事業として造林を推進 (造林公社方式を調査)	兵庫県造林公社設立
	9,732 104 11,000 103 24.6	北陸、中国地方に豪雪(積雪3m) 木材製品全品目が輸入自由化 補助金合理化審議会「補助金制度に関し改 善合理化をはかるための方策についての答申」 経済報告(経済白書)(木材需要均衡し価格 は安定。人口流出と賃金高騰が問題と指摘)	民有林造林長期計画再改訂計画 (S38 S60年度。S37年度末591.6万ha S60年度末1,000万haに拡大)		滋賀県「パイブ送水案」発表 琵琶湖水位異常低下(-0.85m)、下流各地で 給水制限	造林公社方式を計画立案 県内市町村に趣旨説明 下流府県の代表として大阪府に構想説明参 加呼びかけ	
39 1964	9,653 103 10,839 102 27.1	経済報告(経済白書) (材価は安定的、当面の課題は林業の近代化 と指摘)	林業基本法制定 (林業総生産の増大、生産性の向上)	貸付条件の変更 (非補助利率:4.5% 3.5% 償 還期限を30年、うち据置期間 20年に統一)	建設省「湖中堤案」発表 (造林に必要な投資に対し積極的に協力する) 滋賀県「琵琶湖水政に関する基本方針」発表 (全湖利用案) (造林等の推進による洪水防御、水資源のか ん養の必要性、荒廃地の造林事業を促進) 琵琶湖水位低下(-0.61m)		岩手県林業公社設立

森林・林業政策および造林公社に関する経過 (3/5)

年次					円/m3 キ ^{S40}	<u>)</u> 外校 割台		国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流自治体	造林公社	参考
40 19						28.		造林補助改正 (経営面積500ha以上の者が行う造林を補助 対象から除外) 林野庁通知「林業公社の設立許可その他の 指導監督について」	造林資金育林対象林齢引き 上げ(5年 8年)	建設省「琵琶湖総合開発の構想」発表 (湖周辺の地域開発事業」に「公益事業」として「造林」掲載)	(社)滋賀県造林公社設立	滋賀県造林公社設立 岡山県林業公社設立 広島県林業公社設立 島根県造林公社設立 愛知県林業公社設立 山梨県林業公社設立 全国林業公社連絡協議会結成(13公社12県)
41 19	066	9,757	104	11,2	84 10	32.	6 いざなぎ景気 (S41 ~ 45)	森林資源基本計画策定 (人工林率:32 56%。S40~60年度に500万 haの拡大造林		滋賀県「琵琶湖総合開発に関する特別立法化について」建設省へ要望 (総合開発基本計画は、治水、利水関連する地域開発事業を含めたもの) 造林公社への参画に関し、大阪府と基本事項の申合わせ		秋日皇林業公社設立 福井県林業公社設立 福井県連林業公社設立 山口県林業公社設立 宮城県造林公社設立 宮城県造林公社設立 長野県造林公社設立 群馬県造林公社設立 群馬県造林公社設立 岐阜県林業公社設立 愛媛県造林公社設立
42 19	067	11,432	122	14,3	05 13	38.	6 経済白書 (建築用材に質重視傾向で、良質材が著しく 値上がりと指摘)	団地造林事業の創設 (奥地低質広葉樹林地帯の拡大造林を計画 的、組織的に推進。助成の優遇措置)		滋賀県「琵琶湖総合開発基本構想」 (「流入河川治水計画」に「造林: 拡大造林の 実施とこれに必要な幹線林道の整備」) 琵琶湖水位低下(-0.60m)	大阪府、大阪市社員加入 兵庫県社員加入 湖北(長浜)、湖西(今津)出張所開設	山形県林業公社設立 福島県林業公社設立 鹿児島県林業開発公社設立 宮崎県造林公社設立 京都府造林公社設立
43 19	068	12,879	137	17,4	20 16	46.	7	森林法改正 (森林施業計画制度の創設等)		滋賀県「琵琶湖総合開発の基本的な考え方 (第1次案)」発表 (公社造林:20,000ha、一般造林:16,940ha、 林道11路線44.8km)	神戸市、伊丹市、阪神水道企業団、尼崎 市、西宮市社員加入	和歌山県林業公社設立 神奈川県造林公社設立 全国林業公社協議会(旧:全 国林業公社連絡協議会)設立 (32公社30府県) 「(地方)造林公社法」(仮称) 制度要綱案策定
44 19	069	13,375	143	19,4	94 18	51.	0 林業白書 (外材が補完的地位から独自の地位へ)		非補助事業償還期限の延長 (30年 35年)	滋賀県「琵琶湖総合開発の基本的な考え方(特別立法化試案)」(整備計画に「治水、治山等国土保全に関する事項」) 滋賀県「琵琶湖総合開発の基本的な考え方(第1次案)」(修正案)発表(「流入河川治水計画」に「造林事業」掲載一般造林28,500ha、公社造林24,600ha、林道23線95,132m) 自民党「琵琶湖総合開発に関する基本的な考え方,発表	湖東出張所(永源寺町)開設	木曽三川水源造成公社設立
45 19	70	13,168	3 140	21,3	52 20	1 55.	0 過疎地域対策緊急措置法制定 (山村問題深刻化。造林面積減少)			滋賀県「琵琶湖総合開発に関する基本的態度」発表 (琵琶湖周辺の洪水淡水被害解消ために、ダム、造林等の水源の保全かん養を図る) 琵琶湖水位低下(-0.52m)	ヘリコプター苗木空輸開始	青森県造林公社設立 大分県造林公社設立
46 19	71 1	12,040	128	19,7	72 18	66 54.	7			起色が小位は下(-0.52III) 滋賀県「琵琶湖総合開発促進法案要綱」発表 表 (基本整備計画に「水資源の保全かん養に関する事項)		人力乐追怀公社設立
47 19		,-						森林の公益的機能評価公表 (年間12兆8,200億円) 林政審議会答申 (国有林野事業の改善について)	都道府県有林融資の開始。 ただし分収造林(県行造林)は 除外されたが、林業公社がな い県については対象。	琵琶湖総合開発特別措置法公布 琵琶湖総合開発計画の総理大臣決定 (再造林1220ha, 拡大造林27,500ha(一般造 林13,900ha、公社造林13,600ha)林道25路線 146.9km)) 琵琶湖水位上昇(+1.12m)		新潟県林業公社設立
48 19	173	16,574	177	28,1	37 26	64 64.	1 この頃、造林事業の更なる停滞と森林に対する国民の要請、環境意識の高まり 円為替動相場制への移行第一次石油ショック (木材・合板が高騰) 住宅ブーム(S48、190.5万戸)	造林補助制度の改正 (再造林・保育が対象となる。公社造林の諸掛費16%を補助) (閣議決定)森林資源に関する基本計画並びに重要林産物の需要及び供給に関する長期見通し (S96年度木材需要1.5億万m3)	造林資金育林対象林齢引き 上げ(8年 12年)	資金融通について覚書を締結 (国、滋賀、大阪、兵庫) 琵琶湖水位低下(-0.54m)	(社)滋賀県造林公社、7,115ha植栽完了	
49 19	74	19,625	209	34,1	63 32	65.	はしている。このは、戦後に植栽した人工造林の除間伐の 推進が課題 国有林、大幅赤字 戦後初のマイナス経済成長	造林補助制度の改正 (保安林等における・・齢級の除間伐等追加) 森林法改正(団共制度導入等)		(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団設立	(財)びわ湖造林公社設立 湖南出張所(水口町)開設	びわ湖造林公社設立
50 19	75	19,726	210	35,8	94 33	64.		造林補助制度の改正 (除間伐への本格的補助開始)	林業公社に対する融資率の引 上(80% 90%)	第20回全国植樹祭(栗東)		

森林・林業政策および造林公社に関する経過 (4/5)

年次	<u>山元立</u> スギ	ン木価 S40を	<u>格 (円</u> ヒノキ	/m3) S40&	外材割合	林政を取り巻く社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流自治体	造林公社	参考
51 1976	19,580	209	36,718	345	65.1	ロッキード事件	特定分収契約設定促進特別事業 (分収育林をモデル的に実施) 造林補助制度の改正 (下刈・雪起こしを追加)				
52 1977	19,631	209	36,573	344	66.4		共同水源林造成特別対策事業実施要綱制 定 造林補助制度の改正 (共同水源林造成法人の造成事業の諸掛費 を27%に)	共同水源林造成法人に対する融資率の引上 (90% 100%)		両公社とも共同水源林造成法人に認定 第1期共同水源林造成計画	林業·造林公社関係府県協議 会設立(現:森林整備法人全 国協議会)
53 1978	19,642	209	34,566	325	68.5		&21% C)		琵琶湖水位低下(-0.58m)		
54 1979						第2次石油ショック この頃、労賃の高騰、コスト高による就労者の 減少、自給体制の崩壊。 この頃、外材輸入量増大による林業低迷	森林総合整備事業の創設 (造林事業を集団的、計画的に実施) 林業等振興資金融通暫定措置法(林振法)	林業経営改善計画の認定を 受けた場合の貸付条件の変 更。 (償還期限:30年 45年(拡			
							制定	大造林以外の場合は40年)、 据置期間:20 25年)			
55 1980) 22,707	242	42,947	403	68.3		林野庁、外材問題対策室を設置(外材輸入の安定化・国内木材産業の構造改善のため)(閣議決定)森林資源に関する基本計画及び重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し(人工林施業S51年944万ha S101年1,239万ha。木材需給S51年1.04億m3 S71年1.33億m3)	造林資金育林対象林齢引き 上げ(12年 20年)		この年以降、新規プロパー職員の採用中止	
50 4004	00.04.4	040	00.077	070	05.0	- 0 - 5 × 4 × 0 T × + + 0 × 0 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 ×	林野庁外材問題検討会を設置		たの言語		平位目7年十八九四世
56 1981	20,214	216	39,977	3/6	65.6	この頃、戦後の人工造林の約半数(500万ha) が間伐期を迎えるが、需要不振、コスト高等に より実施が停滞 建築基準法施行令改正 (新耐震設計法の導入)	間伐促進総合対策事業の創設 激甚災害に対処するための特別援助等に関す る法律改正		56豪雪 琵琶湖総合開発特別措置法改正		愛媛県造林公社解散
57 1982	18.366	196	37.501	352	64.3		(森林災害復旧事業の創設)		琵琶湖総合開発計画変更の総理大臣決定	第2期共同水源林造成計画	
		i I		i l			***		(造林に関しては変更なし)		
58 1983	3 17,076	182	35,461	333	64.6		森林法改正 (人工林の間伐・保育推進を目的に市町村森 林整備計画を新設) 分収林特別措置法改正 (公社を森林整備法人として法的に認知。分 収育林制度創設) 国有林、債務残高9,509億円				埼玉県森林公社設立 奈良県林業基金設立
59 1984	16,347	174	33,068	311	64.0	全国各地で豪雪			59豪雪 琵琶湖水位低下(-0.95m。上水20%、工水 22%取水制限)	(財)びわ湖造林公社、森林整備法人に認定 (第1号)	
60 1985	15,156	162	30,991	291	64.4	労働力不足·高齢化問題が進行 水源税構想 プラザ合意(円高進行)	特別保安林整備緊急造林事業の創設 特定保安林整備推進体制強化事業の創設			(財)びわ湖造林公社、造林補助金導入	全国森林整備協会設立 北海道森林整備公社設立 全国森林整備協会(旧:全国 林業公社協議会)設立(39公 社34府県)
61 1986	14,144	151	29,738	279	66.5		木材産業体質強化緊急対策基本方針	分収育林制度推進のため、緑 のオーナーローン創設	琵琶湖水位低下(-0.88m。上水20%、工水 20%取水制限)	(社)滋賀県造林公社、造林補助金導入	栃木県森林整備公社設立
62 1987	13,623	145	29,627	278	70.0	超低金利時代リゾート法	造林補助改正 (分収造林に係る査定係数の創設) 多様な森林整備に対する国民の要請を踏ま え、森林資源基本計画を策定 (長伐期化、育成天然林の造成など) (閣議決定)森林資源に関する基本計画並び に重要な林産物の需要および供給に関する長 期の見通し (木材自給率S59年37% S79年43~48%) 国有林、債務残高1兆6,980億円	長代期施業の場合の貸付条件の変更 (償還期限:45 55年、据置期間:25 35年)	20/0 4 2/3/1193FW)	4出張所を2支所(彦根支所·今津支所)に統 廃合	
63 1988							国有林、債務残高1兆8,876億円			(DL) = Ø L ND NE LJ (N EL	
元 1989							森林整備推進対策事業実施要領(公社の分収契約の事務費に対し助成) 国有林野改善特別措置法施行令改正 (一般会計から特会への繰入対象の拡充)			(財)びわ湖造林公社、12,507ha植栽完了	
2 1990	14,595	156	33,607	316	73.6	バブル崩壊	長伐期高度機能林整備事業の創設 国有林野事業経営改善大綱				

森林・林業政策および造林公社に関する経過 (5/5)

	山元立	木価	格(円	/m3)	小材						
年次	スギ					林政を取り巻〈社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流自治体	造林公社	参考
3 1991	14,206	151	33,153	311	75.0		森林法施行令改正 (森林整備事業計画の樹立、複層林・長伐期 施業の促進) 国有林野事業改善特別措置法改正	施業転換資金の創設			
4 1992	13,060	139	30,314	285	75.0		高性能林業機械作業システムに適した林道路 網整備指針		琵琶湖総合開発計画の変更 (造林事業の公社および一般造林の事業費配 分が若干変更)	近江富士花緑公園管理を県から受託	
								<u> </u>	琵琶湖開発事業概成 (水資源開発、琵琶湖治水完了)	第4期共同水源林造成計画	
5 1993							公的分収林整備推進事業の創設(補助査定 係数が170)	造林資金育林対象林齢引き 上げ(20年 最長60年)			
6 1994	12,402	132	29,172	274	77.6		林業等振興資金融通暫定措置法(林振法) 改正	分収林機能高度化資金の創設 設 森林整備活性化資金(無利子資金)の創設(造林資金との併せ貸しのみ利用可)	琵琶湖水位低下(-1.23m)		
7 1995	11,730	125	27,607	259	79.5	阪神大震災		の所で負しのの利用可)	琵琶湖水位上昇(+0.93m)、	平成7年経営計画策定	
8 1996	10,810	115	25,469	239	80.0		林業労働力の確保の促進に関する法律施行 (林業労働力確保支援センターの設置) 森林資源基本計画改定 (量的な造成段階から、健全で多様な森林の 育成と維持・循環を進める質的充実へ) 林業経営基盤強化法制定	林業経営基盤強化資金制度 創設	琵琶湖水位低下 (-0.94m)		
9 1997	10,313	110	24,603	231	80.4	地球温暖化防止京都会議	森林・林業・林業活性化促進地方議員連盟 全国協議会設置 林政の基本方針と国有林野事業の抜本的改 革(林政審議会)の答申		琵琶湖総合開発事業の終結	施業転換資金の借換え開始(全国の林業公 社で最も早い借換) 保育施業基準の変更 第5期共同水源林造成計画	
10 1998	9,191	98	21,436	201	79.0	地球温暖化対策推進法制定	国有林野事業の改革のための特別措置法、 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律、森林法の一部改正 (累積債務3.8兆円 1兆円を国有林野特会 (利子は一般会計から補給)。2.8兆円を一般 会計に承継) 林野庁通知「林業公社事業の今後の展開に		(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団解散	(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団解散 に伴い、(財)びわ湖造林公社へ引継 2支所を1支所(湖北・湖西事務所(木之本	
44 4000	0.404	07	10.040	400	00.0		ついて」			町))に統廃合 (財)びわ湖造林公社、県貸付金の無利子化・	
11 1999							無立木地等森林緊急造成事業等の創設 森林・林業・木材産業基本政策検討会報告 (公的セクターの関与のあり方)			利息の凍結	
12 2000			19,297				緊急間伐実施事業の創設 林業公社に関する懇談会設置・報告	施業転換資金の対象に公有 林を追加	琵琶湖水位低下(-0.97m)	(社)滋賀県造林公社、県貸付金の無利子化・ 利息の凍結	
13 2001	7,047	75	18,659	175	81.6		森林·林業基本法改正 林業経営基盤強化法改正	施業転換資金と無利子資金 の併せ貸しが可能となる			
14 2002	5,332	57	15,571	146	81.8				琵琶湖水位低下(-0.99m)	(財)びわ湖造林公社に「林業労働力確保支援 センター」を設置 第6期共同水源林造成計画	
15 2003	4,801	51	14,291	134	81.5	第三セクターに関する指針				湖北・湖西事務所を廃止し、本社に一本化	森林県連合設立(33道府県で 設立。現在は34府県)
16 2004									琵琶湖森林づくり条例施行	下流団体からの借入受けられず。	·
17 2005			11,988			地方公共団体における行政改革の推進のための指針地方行革指針(第三セクターの抜本的な見直しなど)	林野庁「21世紀の森林整備の推進方策のあり 方に関する懇談会」設置・中間報告 林野庁「公的分収方式による森林整備推進 方策研究会」設置	金融問題検討会設立 利率3.5%を越える(H18以降は 3.5%以上)既貸付金について 任意の繰上償還が認められ る。(H17~19年度)	琵琶湖森林づくり基本計画 朝日新聞オピニオンに造林公社問題について 掲載	経営改善検討会議設置 包括外部監査報告 経営改革室設置 経営改善計画策定に伴い、公庫・下流団体か 6償還猶予を得る	金融問題検討会設立(20府県
18 2006						地方公共団体における行政改革の更なる推進 のための指針 (第三セクを含んだ総人件費改革など) 新公益法人会計基準施行	造林補助制度の改正 (人工林整理伐、長期育成循環施業に分収 林が対象となる) 林業公社への支援に対する特別交付税措置 (20億円)	施業転換資金の対象の拡充 無利子資金の貸付限度額の 拡充(施業転換資金との併せ 貸しの場合、2/7 1/2)	琵琶湖森林づくり県民税徴収開始 (個人:800円/年、法人:2,200~88,000円/ 年)	指定管理者導入に伴い、近江富士花緑公園 の受託が得られず。	
19 2007	3,369	36	10,508	99	77.4					4月から公庫借入金延滞始まる	岩手県林業公社解散(県営林 化)
										11月に両公社、大阪地裁に特定調停の申立 てる	大分県林業公社解散(県営林 化)
20 2008	3,164	34	9,432	89		総務省自治財政局長通知「第三セクター等の 改革について」 新公益法人制度改革 (H20.12から5年間移行期間)	林業公社の経営改善対策等に関する検討会 (国と地方の政策協議の場)設置	利用間伐推進資金創設 (株)日本政策金融公庫設立 (農林公庫他3公庫合併)	県が公庫との損失補償契約に基づき、3月と5月に損失補償を履行公社の公庫債務を県が免責的に引き受け、公社と分済合意書の締結(伐採収入により返還)	公庫債務を県が免責的債務引受けを行い、 県と弁済合意書を締結(伐採収入により返還)	林業公社の経営改善対策等に 関する検討会(国と地方の政策 協議の場)設置

| 日本の造林政策(藤沢秀夫、佐野熊彦 共著)| 戦後林政史((社)大日本山林会発行)| 民有林整備施策のあらまし(造林間伐編)(日本造林協会発行)

農林漁業金融公庫50年史(農林漁業金融公庫発行) 全森協30年の歩み(全国森林整備協会) など